
[優秀賞]

責任能力が問題となる 要通訳事件の難しさ

大坂恭子 愛知県弁護士会・60期

私は、2007年9月に弁護士登録し、国選事件を何件か経験した後、要通訳事件に挑戦してみたいと考え、本件とめぐりあった。初犯、傷害の程度も比較的軽微で、1回結審ののち執行猶予判決と思われ

る事件だったが、その後予想もしない展開を迎えた。私だけでは明らかに力不足の困難事件だったが、先輩方に支えられてなんとか無罪判決につなげることができた。その奮闘記をご報告したい。

事案の概要

本件は、中国残留孤児の子息として中国で生まれ育ち、成年に達してから来日した被告人(日本国籍・要中国語通訳)が、同じ団地に住む隣人に対し、殴る蹴るなどの暴行を加え、加療約1カ月の傷害を負わせたという事案である。その隣人は、被告人が天井を突くなどしてたびたび騒音を出していたので、注意するために事件当日、被告人宅までやって来た。被告人は、玄関扉を開けて間もなくその隣人に暴行を加えた。そのため、単に被告人が注意されたことに腹を立て、激高して暴行に至った事案と思われた。

しかし、その後、通院歴もない被告人の責任能力を争わざるをえない事件であることがわかり、暴行の部位等についても一部否認していることが発覚した。公判では、被害者を診断した整形外科医、暴行の目撃者、被害者、後に述べる取調べ時の通訳人の各尋問、被告人質問、私的鑑定医および本鑑定医の尋問が必要となり、逮捕から2年後にやっと判決に至り、結論としては責任能力なしの無罪だった。

初回接見から責任能力を疑うまで

本件の一番の特徴は、要通訳事件であることにより被告人の精神疾患が非常に見えにくくなったという点だった。私自身も初回接見では被告人に精神疾患があるとは思ひよらなかった。私の初回接見のメモを見ると「上の階、下の階の人とのいざこぎに被害者がわって入ってきた」、「被害者の人に対しては、遺憾とは思いますが、反省はない」等の記載がある。正直なところ、「反省してくれない困った被告人だ」と思っていた。

ところが、数回目の接見になると「被害者の人は、日本政府のスパイだった。上下の人は、日本政府の回し者だと自分で言っていた。自分は、特別工作員だと思われた。彼らは、中国語もしゃべれる」というメモが残っている。

同時に、被告人が事件の経過を記したメモを翻訳すると、「警察署から外務省に報告」等の意味不明な記載があった。

通訳人からも、被告人の話は次々と飛んでうまく訳せないとか、正直なところこの被告人はおかしいの

ではないかと指摘され、とうとう精神疾患を疑わざるをえなくなった。

とはいっても、私には、その時点で精神疾患や責任能力について何の知識もなく、先輩弁護士から「詐病の可能性もある」と助言を受けるも、「詐病」という言葉も初めて知った。そこで、この頃、同期の間で大好評だった『刑事弁護ビギナーズ』(現代人文社、2008年)を開き、とにかくにも私が弁護士になっただけで結論がおかしにならないように必死になった。

第1回公判まで

私は、事件発生から約1カ月後に国選に選任され、責任能力を疑わなくてはならないと気づいたときには、約3週間後に公判を控えていた。この頃、検察官に簡易鑑定を実施したかを尋ねたが、まったく予想しない質問を受けたという感じで、あっさり否定されてしまった。検察官の開示した証拠を見ても、被告人の供述調書はどれも理路整然とした文章で書かれており、責任能力を疑わせる記載はなかった。

そこで、とにかく精神科医の話聞くことにした。幸い先輩弁護士の紹介で、拘置所での面会で問診をしてくれる医師が見つかった。ただし、第1回公判には間に合わないのので、裁判所には、第1回の予定を「罪状認否も含めてすべて留保」と書いて提出したが、すぐに書記官から電話が来た。裁判所は、1回結審の事案と想定していたので、とにかく手続を進めたがった。責任能力を争うにしても、少なくとも第1回で罪状認否だけはすませたいと説得され、弱気な私はこれに応じることになった。

ところが、間もなく罪状認否も一筋縄ではいかないことがわかった。被告人との打合せでは、時系列的に事実を確認しても、途中から、「科学的な音」、「磁場」等の相手の話ばかりになってしまう。それでも根気強く暴行の部位、回数等を確認していくと、いくつかの否認部分があることがわかり、私は、それまで責任能力にばかり頭がいていたことを深く反省することになった。

公判前の約1週間は、毎日のように接見を重ね、否認部分を記載した文章を作って通訳人に翻訳してもらい、書面で確認しては訂正し、新しい書面を作って翻訳、確認という作業を繰り返して、最後は公判

の日に構内接見も行って、やっと公訴事実の確認ができた。

このとき、並行して国選弁護人の複数選任の申入れを開始したが、その時点で、責任能力について騒いでいるのは私だけだったので、案の定、裁判所からは冷たい反応が返ってきた。そのため、第1回公判は、単独で弁護人となりつつ、後に弁護人になっていただいた1期先輩の中山弦弁護士に複数選任の候補者として傍聴席にいてもらい、日程調整のときだけ事実上加わってもらった。

複数選任問題

第1回公判後も、複数選任の申入れを続けた。このとき、傷害結果を争うため、検察官から開示を受けた被害者の診療記録の分析が必要であったし、被告人の精神疾患を鑑定する前提として、被告人の家族に出生時からの成育歴を聴き取る作業もあった。もちろん、常に通訳人を通じての作業であるから、通常の2倍時間がかかった。

ところが、裁判所は、要通訳事件で責任能力が争点となるだけでは複雑性がないとして却下した。そのうえ、裁判所は、責任能力に問題のある事案においては、通常、捜査機関による簡易鑑定がなされているはずだとか、国選では私的鑑定の費用が出ないにもかかわらず、本当に鑑定をするのか等、弁護人が責任能力を争うこと自体を否定する姿勢を見せたが、とにかく申入れは繰り返した。

ただ、内心としては、保釈もできない状態で複数選任問題にどれだけ時間を割いていいものかを悩んでいた。書記官からも、1回で終わる執行猶予の事案なのに、長引かせて被告人のためになるのかと指摘されたことがあった。

それでも、結論としては、情状弁護のみで早期に終わらせるという選択肢はなかった。被告人には、階上、階下の人から攻撃を受けていたというある種、正当防衛的な幻覚妄想があり、反省して事件を終わらせようという説得ができなかったし、なにより、私的鑑定医から、彼は釈放されても同じ事件を繰り返す可能性があると聞いていたからだ。

その後も複数選任は認められず、苦渋の選択として、当時、事件の方針について全面的バックアップ

を受けていた他事務所の先輩、金岡繁裕弁護士に私選で入っていただき、国選の私と併存させるよう上申する手段に出た。つまり、通常は私選が就くと、裁判所が国選を解任することになるが、今回は、複数選任が認められないがために、無償で金岡弁護士が私選として支援に回ったのだとして、裁判所に国選を解任しないよう申し入れたのである。

しかし、裁判所は私選と国選の併存を認めず、あつげなく私を解任した。これに対し、金岡弁護士はあくまで国選を支援しに入ったのだとして辞任届を提出し、裁判所に再び国選を選任させた。

このとき、私たちは、すでに弁護士会にも理解を得ていたので、弁護士会は、再び私を国選に推薦し、法テラスも私を指名した。この後は、再度金岡弁護士に私選で就いていただき、同じことを繰り返すことも覚悟していた。しかし、実際には、この段階で、当時の愛知県弁護士会副会長と刑事弁護委員長が裁判所に赴き、複数選任を要請してくださり、裁判所がようやく複数選任を認めた。このときから、中山弁護士に2人目の国選弁護人となっていたいただいた。

拘置所での私的鑑定実施

第1回公判後、私的鑑定医による拘置所での面会準備を進めた。その際、問題となるのが、通常面会と異なる、①アクリル板なし、②時間の制約なし、③立会人なしの面会の実現だった。これは、患者がなるべく緊張しない状態で問診を受け、医師が患者の表情や話し方を正確に把握するために必要だった。

私は、再び『刑事弁護ビギナーズ』を活用し、上記①から③について拘置所に申入れ書面を提出した。裁判所に対しても、裁判所から拘置所に対して上記①ないし③の実現を要望するか、あるいは弁護人から要望があった旨を拘置所に連絡するよう申し入れた。その結果、裁判所は、弁護人から要望があった旨の連絡のみ電話でしてくれた。

ところが、拘置所は、頑なに上記①③は認めなかった。アクリル板なしの面会を実施した前例があると聞いていたので、再三拘置所に通って騒いだが、「担当者が変わったので、前例が確認できない」等と通され、予定していた面会期日に間に合わなかった。そのため、アクリル板ありで問診を実施した。

しかし、結局この1回では、医師が鑑定書を書くことはできず、2カ月ほどして再度、医師に面会をしてもらうことになった。このとき、再び拘置所と交渉を重ね、アクリル板なしの小部屋での面会は実現したが、立会人は外せなかった。医師との日程調整も非常に困難で延期できず、結局、医師に了解を得て立会人ありのまま問診を実施し、鑑定書を書いていただいた。

医師の問診の際も、やはり問題は、要通訳であることだった。中国語がまったくわからない鑑定医には、目の前の被告人がすらすらと質問に答えているように見え、被告人の話し方を正確に把握できない。けれど、実際には、被告人の回答は、こちらの質問とは無関係で、途中からその話自体も内容が飛んでしまっていた。

問診終了後、雑談の中で通訳人が教えてくれたのだが、被告人の話す言葉は、文章の形式にさえなっておらず、単語の羅列に近いということだった。ただし、それでは訳せないで、意味を汲み取って意識しているということであった。

通訳をするには、多かれ少なかれ意識が入る。それは、文法の違う言語を日本語の形にするために避けられない過程かもしれない。でも、この事件では、取調べ時の通訳の過程で被告人の支離滅裂な話し言葉が理路整然とした文章になり、余計な言葉はそぎ落とされて、きれいな供述録取書にすり替わってしまったのである。なんとかして裁判所には、この過程を把握してもらわなければならないようになった。

同時に、医師からも、被告人の話し方の特徴を正確に把握するため、被告人の話す言葉をすべて録音し、反訳して、その下に意識しない直訳を付記することを提案された。そうしなければ、被告人の病状も正確に分析できないからである。

そこで通訳人には、面会の録音データをすべて中国語で反訳し、中国語部分には逐語訳を付記するという膨大な作業をお願いすることになった。反訳は38頁にも及んだが、この作業によってはじめて被告人の話し方が誰の目にも見えるようになったのである。

私的鑑定費用の壁

ここで、国選弁護における私的鑑定費用について

問題を指摘したい。法テラスの約款では、私的鑑定費用は保障されず、「3万円を上限として」訴訟準備費用が保障されるのみである。しかし、素人の弁護人が精神疾患だという印象を持ったというだけで本鑑定請求に踏み切るわけにはいかないし、仮にやっても本鑑定請求さえ認められず、本件は無罪にはならなかったのではないかと懸念される。

今回は、医師に正直に状況を伝えて鑑定費用を相談したところ、良心的にも拘置所への交通費、日当、鑑定費用等すべて含めて3万円で鑑定をしてくださった。後から考えると大変なことをお願いしてしまったり後悔しているが、ほかにも自腹を切ったり、他の基金で賄ったりしている例がたくさんあるはずである。国選だと被告人の防御に不可欠な私的鑑定費用も保障されないというのは、明らかに欠陥だと思うので、この点は、今後約款の改定へ向けた議論がなされるべきだと考える。

取調べ時の通訳人尋問

私は、公判が始まってから検察官調書作成時の通訳人と連絡をとった。被告人質問のときに支離滅裂でも、犯行当時は責任能力があったと言われかねないので、事件に近い取調べ時にも、被告人の話し方が支離滅裂であったことを確認したかった。通訳人の方へ電話したときは、すでに取調べから3カ月が経過していたが、この通訳人はしっかり被告人を記憶しており、私に「普通の人と比べて2倍時間がかかる」、「思考力がない感じ」、「すごく疲れる」等と話してくれた。

そこで、被告人の話し方の特徴が調書に反映されていないことを公判廷でも証言してもらおうと通訳人の尋問を請求した。被告人が取調べ当時、調書にあるように理路整然と供述していたのではなく、調書はその逐語訳にはなっていないことを供述してほしかった。

これは、外国人被疑者の日本語での供述調書の証拠能力について判断した東京高裁昭和51年11月24日判決を根拠として、法322条1項の供述録取書として採用するには「事後の吟味・検討によってその作成時の通訳の正確性等に疑問のないことが確認」されることが必要であるところ、本件では、通訳の正

確性が保てていないとして請求した尋問である。つまり、この通訳人が正確に通訳をしなかったと主張して尋問を請求するのであるから、非常に心苦しかった。それでも、本件では、被告人の理路整然とした供述録取書をそのまま提出させるわけにはいかず、被告人の支離滅裂な話し方を知っている人、つまり中国語のわからない取調官ではだめで、通訳人に証言してもらわなくてはならなかった。もともと、尋問時には、通訳人は、一切記憶がないと口を噤んでしまったので、尋問目的は達成できなかったのであるが。

もともと、この点は、仮に、取調べの可視化が実現していれば、簡単に検証可能な事柄だった。そのため、本件は、自白の任意性を争う場面以外でも、取調べの可視化が必要であることを実感させる事案でもあった。

被告人質問後の本鑑定請求

被告人質問は、被告人が普段どおり、自然体で話ができるようにした。もともと、私や毎回、接見に付き添って面会録音の反訳もしてくれた法廷通訳人は、被告人質問の時点では、被告人の話し方や「作業員」、「磁場」、「造反」等の言葉に慣れてしまっていた。そのため、被告人が支離滅裂なことを言っても淡淡と質問を進めていったのだが、裁判官が「どういう意味ですか」と制止するほど話の内容はめちゃくちゃだった。裁判所には、このときにやっと被告人の状態が伝わったようだった。

被告人質問と私的鑑定医の尋問が終わった時点で、私は、後は論告・弁論で一審が幕を閉じると思っていた。その時点で、公判が始まってから約1年が経過し、私自身の個人的事情として、産休に入る予定があった。

ところが、この段階で、検察官から本鑑定請求がなされ、その後1年近く結審が伸びることになった。予想外ではないにせよ、1年も勾留されていた被告人を目の前に、「今さら」と悔しい気持ちがこみ上げた。

本鑑定の手続

本鑑定請求は採用され、まず本鑑定医が公判廷

で宣誓をする手続を行った。ここでも、通訳の過程で精神疾患が見逃されるおそれがあることをどうしても伝えなくてはならなかった。そのため、鑑定に先立つ医師の宣誓手続の際に弁護人からの「要望」と題して、鑑定の際の被告人とのやりとりをすべて録音し、問診の際に逐語訳がなされたかどうかを後から検証可能にしてくれるよう法廷で陳述した。

私にはとても勇気のいる行動だったが、裁判所もこの要望どおり鑑定を進めるよう助言し、鑑定医も要望どおりの問診を実施してくれた。そして私は、この手続を最後に解任を申し入れ、産休に入ってしまった。その後、本鑑定医の尋問、論告・弁論を中山弁護士にお任せして、産休明けに判決を傍聴することになった。

本鑑定医は、私的鑑定医と同じく責任能力なしの結論を出した。被告人は、統合失調症に罹患しており、本件犯行時は、幻覚妄想状態に支配されていたから、責任能力はない、と。そして、本鑑定の意見が出た後、裁判所が合議体になった。

後から中山弁護士に聞いたところでは、尋問前に面談に応じた本鑑定医は、「なぜこんな状態の人を起訴したのかわからない。もし、私が起訴前に捜査機関から相談されていたれば止めていた」とまで述べていたそうである。過去たくさん鑑定経験をしている医師の目から見ても、被告人の症状がよほど明白なものであったことがわかる。

また、本鑑定医は責任能力の判断の仕方について、このようなことを言ったそうである。被告人に「善悪の判断」ができるかを考える際には、善悪の前提となる物事の見え方が正しくなければならない。本件では、前提である世界の見え方自体が歪んでいるのであるから、仮に「急所を狙っていない」等、個々の行動が一見合理的に説明できたとしても、それで善悪の判断ができると考えるのは誤りだということであった。これは、仮に責任能力のない方の行動でも、断片的に合理的な説明をつけようとすればできるが、それをすると責任能力の判断を誤るということを意味していた。この解説を聞いて、中山弁護士は、まさに本件は捜査機関がその判断を誤った事件だと感じ、その責任を重く受け止めたということである。

被告人は無罪

判決のとき、私は傍聴席で「被告人は無罪」と聞いた。でも、うれしくはなかった。「無罪」はもって晴れ晴れしいものだと思っていたが、なんともいえない暗い気持ちだった。家族の生活状況は複雑で、被告人の治療についても、医師とコミュニケーションがとれるのかどうか不安を抱えていた。

検察官は控訴せず、判決確定後に医療観察法に基づき審判請求をして、被告人は病院に入院した。被告人は2年も勾留されていたが、刑事補償を請求する能力も、その委任能力もない状態が続いている。

本件の捜査機関が通訳の過程で、精神疾患にまつ

たく気づけなかったのか、あるいは気づいたのに問題にしなかったのかはわからない。でも、被告人の供述に疑問を感じず、簡易鑑定さえ実施しなかったことにより、結果として統合失調症の患者を2年間も勾留し、治療も施せない状況に置いたことになる。

その間、弁護人も保釈できる環境を整えられなかったことは今でも悔やまれる。ほかにも失敗談を挙げればきりがないが、それでも、諸先輩方の援助でなんとか無罪判決につなげることができた。新人であつても、困難な事件から逃げずに、なすべき事を積み重ねていくことが重要なのだと実感した事件だった。

(おおさか・きょうこ)